

# 特別養護老人ホームいなほの郷下山 ご利用料金

## 1 基本料金(介護保険負担割合:1割)

令和5年10月～

要介護度	介護保険給付サービス (1単位=10.14円)				介護保険外(円)				1ヶ月合計(円)
	介護サービス費	各種加算 ※1	一日あたりの合計	一月あたりの合計(A) ※2	負担限度段階	食費(日額)	居住費(日額)	一月あたりの合計(B)	(A)+(B) 合計額は端数処理 しています。 ※3
要介護1	661	104	776円	26,203円	第1段階	300	820	33,600円	59,800円
					第2段階	390	820	36,300円	62,500円
					第3段階①	650	1310	58,800円	85,000円
					第3段階②	1360	1310	80,100円	106,300円
					第4段階	1630	2100	111,900円	138,100円
要介護2	730	104	846円	28,567円	第1段階	300	820	33,600円	62,200円
					第2段階	390	820	36,300円	64,900円
					第3段階①	650	1310	58,800円	87,400円
					第3段階②	1360	1310	80,100円	108,700円
					第4段階	1630	2100	111,900円	140,500円
要介護3	803	104	920円	31,067円	第1段階	300	820	33,600円	64,700円
					第2段階	390	820	36,300円	67,400円
					第3段階①	650	1310	58,800円	89,900円
					第3段階②	1360	1310	80,100円	111,200円
					第4段階	1630	2100	111,900円	142,900円
要介護4	874	104	992円	33,499円	第1段階	300	820	33,600円	67,100円
					第2段階	390	820	36,300円	69,800円
					第3段階①	650	1310	58,800円	92,300円
					第3段階②	1360	1310	80,100円	113,600円
					第4段階	1630	2100	111,900円	145,400円
要介護5	942	104	1061円	35,829円	第1段階	300	820	33,600円	69,500円
					第2段階	390	820	36,300円	72,200円
					第3段階①	650	1310	58,800円	94,700円
					第3段階②	1360	1310	80,100円	116,000円
					第4段階	1630	2100	111,900円	147,800円

※1 各種加算：日常生活継続支援加算、栄養マネジメント強化加算、個別機能訓練加算(Ⅰ)、看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)

※2 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、特定処遇改善加算(Ⅰ)、ベースアップ等支援加算 を算定した額で表示しています。

※3 一月あたりの合計(A)が一定額を超えた場合は、その超えた分が「高額サービス費」として支給されます。

## 2 その他の加算

加算	加算の要件
福祉施設初期加算	30円/日 入所後又は1か月以上の入院後、30日間
療養食加算	6円/回 厚生労働省が定める療養食を提供した場合
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円/月 個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定し、個別機能訓練計画の内容を厚生労働省へ提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	51円/月 入所者様のADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報及び疾病の状況を厚生労働省へ提出した場合
経口維持加算(Ⅰ)	406円/月 摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる利用者の方に対し、多職種で共同して食事の観察、会議等を行い、経口維持計画書を作成している場合
褥瘡マネジメント	3円・13円/月 褥瘡管理の計画を作成し、褥瘡管理を実施、評価した場合・褥瘡発生がない場合
外泊時費用加算	249円/日 入院や外泊等で施設を2泊3日以上開ける場合(6日間)

その他実費となるもの……電気代(対象者のみ)、日用品代、嗜好品費、医療費など

## 特別養護老人ホームいなほの郷下山 ご利用料金

### 1 基本料金(介護保険負担割合:2割・3割)

令和5年10月～

要介護度		介護保険給付サービス (1単位=10.14円)				介護保険外(円)				1ヶ月合計(円)
		介護サービス費	各種加算 ※1	一日あたりの合計	一月あたりの合計(A) ※2	負担限度段階	食費(月額)	居住費(月額)	一月あたりの合計(B)	(A)+(B) 合計額は端数処理しています。 ※3
要介護1	2割負担	661	104	1,551円	52,407円	第4段階	1630	2100	111,900	164,300円
	3割負担			2,327円	78,610円					190,500円
要介護2	2割負担	730		1,691円	57,134円					169,100円
	3割負担			2,537円	85,701円					197,600円
要介護3	2割負担	803		1,839円	62,135円					174,100円
	3割負担			2,759円	93,202円					205,100円
要介護4	2割負担	874		1,983円	66,999円					178,900円
	3割負担			2,975円	100,498円					212,400円
要介護5	2割負担	942		2,121円	71,657円					183,600円
	3割負担			3,182円	107,486円					219,400円

※1 各種加算：日常生活継続支援加算、栄養マネジメント強化加算、個別機能訓練加算(Ⅰ)、看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)

※2 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、特定処遇改善加算(Ⅰ)、ベースアップ等支援加算 を算定した額で表示しています。

※3 一月あたりの合計(A)が一定額を超えた場合は、その超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。

### 2 その他の加算

加算	加算の要件		
	2割	3割	
福祉施設初期加算	61円/日	91円/日	入所後又は1か月以上の入院後、30日間
療養食加算	12円/回	18円/回	厚生労働省が定める療養食を提供した場合
個別機能訓練加算(Ⅱ)	41円/月	61円/月	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定し、個別機能訓練計画の内容を厚生労働省へ提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	101円/月	152円/月	入所者様のADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報及び疾病の状況を厚生労働省へ提出した場合
経口維持加算(Ⅰ)	811円/月	1217円/月	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる利用者の方に対し、多職種で共同して食事の観察、会議等を行い、経口維持計画書を作成している場合
褥瘡マネジメント	6円・26円/月	9円・40円/月	褥瘡管理の計画を作成し、褥瘡管理を実施、評価した場合・褥瘡発生がない場合
外泊時費用加算	499円/日	748円/日	入院や外泊等で施設を2泊3日以上開ける場合(6日間)

その他実費となるもの……電気代(対象者のみ)、日用品代、嗜好品費、医療費など